

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定による。

## 訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

### 記

#### 1 訴えの目的

立川市営住宅の滞納使用料の支払請求

#### 2 訴えの方法

弁護士を訴訟代理人とする訴え

#### 3 訴えの相手方

元立川市営住宅入居者 B

#### 4 事件の概要及び処理方針

上記元立川市営住宅入居者 B（以下「B」という。）は、平成 13 年 4 月 1 日より立川市営住宅に入居した。B は令和元年 5 月分から使用料の滞納が常態化し、令和 2 年 12 月分までの滞納月数は 8 ヶ月、滞納額は計 940,800 円となった。これまでに、文書で 2 回、電話で 5 回、訪問で 3 回に渡り使用料の支払いを促してきたが、令和 2 年 12 月 31 日に市営住宅を退去した。令和 7 年 2 月 26 日には、「督促状」を配達証明郵便にて送付し、問題解決のために納付相談を提案するとともに、訴訟提起の予告を通知したが、支払義務を履行せず、今日に至っている。よって、立川市は、B に対し、滞納使用料の支払いを求めて訴えを提起するものである。

なお、訴えの提起の後において、上記訴えの目的を達成するため特に必要がある場合には、訴えの変更又は訴訟上の和解をすることができるものとする。